

## 道路運送車両法施行規則等関係規則(自動車騒音関係)の一部改正について

## 1. 背景

自動車等の消音器を交換すること等により、大きな騒音や人が不快と感じる騒音をまき散らす自動車が後を絶たない状況にあり、大きな社会問題となっています。このような状況を踏まえ、平成16年7月、国土交通省は環境省と合同で「自動車排気騒音対策検討会」を設置し、これらの不正改造車等を効果的に排除する方策について鋭意検討を重ねてきましたが、平成18年6月に検討結果(中間とりまとめ)が取りまとめられたことから、当該検討結果に基づき道路運送車両法施行規則等の関係規則の改正を行うことを予定しています。

## 2. 改正の概要

## (1) 加速走行騒音等の走行騒音基準の適用関係

- ・新たに運行の用に供する非認証車<sup>注1</sup>及び消音器変更車<sup>注2</sup>(いずれも、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)に対し、型式を取得する際に適用される騒音基準レベルと同レベルの定常走行騒音基準及び加速走行騒音基準を新たに適用することとします。なお、それぞれの基準値については別表のとおりとします。

〔道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第118条,第268条関係〕

- ・走行騒音試験に使用する試験路面を容易に確保できるようにするため、ISO規格路面の条件を一部満たさない場合であっても一定の条件を満たすアスファルトコンクリート路面にあつては、走行騒音試験での使用を当分の間認めることとします。

〔道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添39,40関係〕

## (2) 型式認証関係

- ・装置型式指定の対象として「消音器」を新たに追加し、型式を取得する際に適用される騒音基準により消音器の装置型式指定を行います。なお、この場合においても、一定の条件を満たすアスファルトコンクリート路面にあつては、走行騒音試験での使用を当分の間認めることとします。〔道路運送車両の保安基準 第30条関係、装置型式指定規則 第2条関係〕

〔道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添39,40関係〕

- ・型式を取得しようとする自動車及び原動機付自転車の消音器並びに型式を取得しようとする騒音防止装置の一部である消音器及び型式を取得しようとする消音器の満たすべき基準として、新たに騒音低減機構が容易に除去できる構造となっているものについては基準に適合しないものとする旨を追加します。また、これらの消音器のうち、消音器内部に繊維性材料を用いており、排出ガスがその繊維性材料に接触する場合にあつては、国連の車両等の型式認定相互承認協定に基づく規則第41号付則5及び第51号付則5に規定された消音器の耐久試験法に準拠した方法により、その騒音防止性能の耐久性を確認することを求めることとします。

〔道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第40条,第252条関係〕

〔道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 別添38,39,40関係〕

- ・型式を取得した自動車及び原動機付自転車の消音器並びに型式を取得した騒音防止装置の一部である消音器及び型式を取得した消音器に対し、所定の識別記号を付すことを義務づけることとします。

〔道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第40条,第252条関係〕

注1 型式を取得していない自動車及び原動機付自転車のことをいう。

注2 消音器の変更(交換や改造)を行った自動車及び原動機付自転車のことをいう。

### (3) 新規検査、継続検査及び街頭検査等関係

- ・国土交通大臣が指定する自動車<sup>注3</sup>(大型特殊自動車を除く。)について、新規検査の申請書類として、所要の定常走行騒音基準、加速走行騒音基準及び近接排気騒音基準に適合する旨を証する公的試験機関の書面の提出を求めるとします。

#### 〔道路運送車両法施行規則 第36条関係〕

- ・消音器が満たすべき基準を見直し、新規検査時や継続検査時(以下、「車検時」という。)のみならず如何なる状況においても、「消音器が確実にその機能を維持し、当該消音器を備える自動車又は原動機付自転車の満たすべき騒音防止性能を損なうおそれのないこと」を求めます。そして、次に掲げるもののいずれかに該当するもの<sup>注4</sup>は、車検時や街頭検査時等において基準に適合しないものとします。

- ① 消音器の全部又は一部が取り外されているもの
- ② 消音器本体が切断されているもの
- ③ 消音器の騒音低減機構が除去されているもの
- ④ 消音器に破損又は腐食があるもの
- ⑤ 消音器の騒音低減機構が容易に除去できる構造となっているもの
- ⑥ 消音器の全部又は一部が基準に適合する旨が確認された状態から変更されているもの(①、②及び③の場合を除く。)

ただし、次に掲げる消音器<sup>注5、注6</sup>であって、①～⑤のいずれにも該当しないものは基準に適合するものとします。

- イ 指定自動車等又は型式認定原動機付自転車に備えられている消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているもの
- ロ 型式について指定を受けた消音器が適切に備えられているもの
- ハ 公的試験機関が証する書面により、当該消音器を備える自動車又は原動機付自転車がその種別に応じて適用される騒音基準<sup>注7</sup>に適合していることが明らかであるもの

#### 〔道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第40条,第118条,第196条,第252条,第268条,第284条関係〕

### 3. スケジュール(予定)

公布日:平成19年7月

適用時期:

平成20年1月<sup>注8</sup>以降に型式を取得する自動車及び原動機付自転車(輸入車を除く。)に適用  
平成21年12月<sup>注8</sup>以降に製作される自動車及び原動機付自転車(輸入車を含む。)に適用  
消音器についての装置型式指定は、平成20年1月<sup>注8</sup>から適用

注3 型式指定等の型式を取得していない自動車(軽二輪車を除く。)及び新型届出自動車等のことをいう。

注4 型式を取得していない軽二輪車及び原動機付自転車には、⑥及びただし書きは適用しないこととする。

注5 軽二輪車及び原動機付自転車には、ただし書中「ロ」は適用しないこととする。

注6 自動車のうち小型特殊自動車及び大型特殊自動車にあっては、ただし書中「ハ」について、「当該消音器を備える自動車又は原動機付自転車がその種別に応じて適用される騒音基準<sup>注7</sup>に適合していることが明らかであるもの」と読み替えることとする。

注7 新たに運行の用に供する際に満たすべき騒音基準レベルとする。

注8 自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。)の適用時期にあっては、次期排ガス規制の適用時期と整合を図ることとする。

#### 4. 今後の課題とその方向性

- (1) 検査制度のない軽二輪車及び原動機付自転車については、新たに導入する加速走行騒音等基準への適合性を確認するため市場抜取調査(サーベイランス)<sup>注9</sup>を実施し、その結果に応じ、今後、検査対象とすることを含む追加的措置の検討を行っていくこととします。
- (2) 検査制度のない軽二輪車及び原動機付自転車の装置については、現在、装置型式指定制度の対象外ですが、これら車両の消音器の交換の実態を踏まえ、今後、これら装置に対する認証制度の創設を含む措置について(1)の追加的措置と併せて検討を進めることとします。
- (3) 今般の措置の使用過程車に対する適用については、その実施方法等に検討すべき課題が多いことから、今般改正においては見送ることとし、引き続きの検討事項とします。

なお、今般改正に係る施策については、関係業界等の関係者の意見も参考にしつつ実施していくこととします。

---

注9 市場から車両若しくは消音器を抜き取り、その基準への適合性等を調査することをいう。

自動車及び原動機付自転車の種別			定常走行 騒音 dB(A)	加速走行 騒音 dB(A)
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び二輪自動車を除く。）	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150Kwを超えるもの	すべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの（以下、「全輪駆動車」という。）、セミトレーラーを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車	83	82
		全輪駆動車、セミトレーラーを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車以外のもの	82	81
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150Kw以下のもの	全輪駆動車	80	81
		全輪駆動車以外のもの	79	80
	車両総重量が3.5t以下のもの		74	76
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）			72	76
小型自動車（二輪自動車に限る。）			72	73
軽自動車（二輪自動車に限る。）			71	73
第1種原動機付自転車			65	71
第2種原動機付自転車			68	71